

岩手県告示第22号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定に基づき、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

平成31年1月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 埋立ての免許をした年月日 平成30年12月28日

2 埋立ての免許を受けた者の住所及び名称

(1) 住所 盛岡市内丸10番1号

(2) 名称 岩手県

3 埋立区域

(1) 位置 宮古市音部第4地割88番に接する無地番地先水面

(2) 区域 音部漁港内の平成25年度測量の基準点3-N o. 2を基点とし、基点から7度42分29秒 215.159メートルの点を1点とし、1点から57度10分04秒 10.000メートルの点を2点とし、2点から328度05分44秒 11.171メートルの点を3点とし、3点から56度34分15秒 9.734メートルの点を4点とし、4点から146度48分12秒 71.269メートルの点を5点とし、5点から139度17分37秒 114.168メートルの点を6点とし、6点から203度31分55秒 13.096メートルの点を7点とし、7点から293度01分16秒 4.859メートルの点を8点とし、8点から335度33分16秒 8.064メートルの点を9点とし、9点から318度45分12秒 49.622メートルの点を10点とし、10点から307度35分34秒 3.715メートルの点を11点とし、11点から317度27分58秒 43.070メートルの点を12点とし、12点から326度33分24秒 66.161メートルの点を13点とし、1から13まで及び1の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

(3) 面積 2,417.66平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置 3(1)と同じ。

(2) 区域 別紙図面のとおり。

(3) 面積 4,538.99平方メートル

5 埋立地の用途 漁港施設用地

6 埋立てに関する工事の施行に要する期間

(1) 着手期間 免許の日から起算して90日以内

(2) しゅん功期間 着手の日から平成33年3月31日まで

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局宮古水産振興センター漁港管理課に備えておいて縦覧に供する。